平成29年第４回　湯沢市教育委員会議事録

　日　時：平成29年５月１１日（木）午後２時00分

　場　所：湯沢市役所　４階　44会議室

　１．会議に出席した委員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １　番 |  | 阿　　部　　和　　榮 |
| ２　番 |  | 後　　藤　　美 喜 子 |
| ３　番 |  | 芳　　賀　　　　　誠 |
| ４　番 |  | 佐　　藤　　和　　広 |
| ５　番 |  | 和　　田　　隆　　彦 |

　１．会議を欠席した委員

　　　なし

　１．会議に出席した事務局職員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 教育部長 |  | 佐　藤　哲　夫 |
| 教育部教育総務課長 |  | 福　土　英　明 |
| 教育部学校教育課長 |  | 近　野　良　浩 |
| 教育部生涯学習課長 |  | 和　田　　　晋 |
| 教育部教育総務課総務班長 |  | 皆　川　典　子　（書　記） |

　１．会議に提出された議案

　　　　　議案第９号 　湯沢市指定文化財の名称等変更について

【午後2時00分　開　会】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 芳賀委員長 |  | 平成29年第４回湯沢市教育委員会を開催いたします。  　新年度1ヶ月経ちましたが、市長も代わりまして、また新しい方針等あるのではないかと思います。教育委員会におきましては、これまで進めてきたことが更に充実して行なわれるように、市長との間で意思疎通を図って、停滞することのないようお願いしたいと思います。 |
| 前議事録の承認 | | |
| 芳賀委員長 |  | それでは、次第によりまして、前議事録の承認であります。すでに配付されております第２回の委員会と第３回の委員会につきまして、質問・意見等ありましたらお願いします。 |
|  |  |  |
| 芳賀委員長 |  | ありませんか。よろしいですか。 |
|  |  | －　<はいの声>　－ |
| 芳賀委員長 |  | それでは承認といたします。 |
| 議事録署名委員の指名 | | |
| 芳賀委員長 |  | 今回の議事録の署名委員でありますが、２ページになりますけれども、１番の阿部委員、２番の後藤委員にお願いします。 |
| 教育長報告 | | |
| 芳賀委員長 |  | それでは次第３、教育長報告です。 |
| 和田教育長 |  | 新年度に入りまして、市の校長会・教頭会を開催しております。それぞれ今年度の教育方針などをもとに取り組んでおります。連休明けということで現在、遠足・修学旅行等が行なわれております。北中・稲川中はもう実施されておりますけれども、その中で沖縄方面が山田中・稲川中・皆瀬中、東京方面が湯沢南中・雄勝中となっております。この後小学校の修学旅行・遠足そして運動会などの学校行事が軒並み続くということになっております。なお中学校の総体が６月１７日から郡市総体が始まるということです。５月１９～２１日の３日間が全県春季野球大会、雄勝球場と稲川球場で実施されます。湯沢市からは北中学校が全県春季に出るんですけれども、このブロックには全県で強豪のチームが集まったのではないかというお話でした。シードされていまして、男鹿東と八竜の勝者と５月２０日稲川で９時から試合になります。男鹿東がいいチームだという評判なので、これに勝つといいところまでいくのではないかという情報がありました。以上です。 |
| 芳賀委員長 |  | それでは今の教育長の報告につきまして、何か質問等ございませんか。 |
|  |  | －<ありません>－の声 |
| 議　　事 | | |
| 芳賀委員長 |  | それでは、次第の４、議事に入ります。  　議案第９号　湯沢市指定文化財の名称等変更についてお願いします。 |
| 和田  生涯学習課長 |  | 私から、議案第９号　湯沢市指定文化財の名称変更等についてご説明申し上げます。  湯沢市指定文化財の名称等変更することについて、教育委員会の議決を求めるものであります。名称を変更する物件は７件、種別を変更する物件が１件でございます。これは、平成２９年３月１５日に開催された文化財保護審議会に変更案を諮問いたしまして、同日答申されたとおりに変更したいということでございます。  皆様の机の上に、２７年度・２８年度の２ヵ年で作成しておりました湯沢市の文化財図録をあげております。こちらは委員の皆様にご寄贈させていただきますので、どうぞご活用いただきたいと思います。これを携えながら、お話しさせていただきたいと思います。  　まずは名称を変更するものでございます。①の１と２、三梨村古絵図と大館村古絵図これにつきましては、他の古絵図にしましても「古」・古いという字を用いていないため、古いという字を廃して、それぞれ三梨村絵図・大館村絵図と改めるものです。こちらの文化財図録でいいますと、８３ページ８４ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。  　続きまして、①ナンバーの３・４・５でございます。川連漆器木地師絵符及び木札、江州木地師文書及び絵符一式、木地師文書及び木札という物件でございますが、こちらについては「木札」と「絵符」が混在していることから、｢木地師関係文書｣として統一いたします。それぞれ川連漆器木地師関係文書、江州木地師関係文書、木地師関係文書と改めます。これは図録の９０ページ・９１ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。  続きまして６番の逸女歌碑でございます。こちらは逸女の詠んだ和歌が歌碑に刻まれておりますけれども、碑文の内容は歌よりも逸女の得を称えたものでありますことから、歌碑を改め頌徳碑、後藤逸女頌徳碑と改めるものでございます。  　つづきまして①の７番愛宕神社祭典「大名行列並びに神渡行列」でございますけれども、こちらは歴史的に史実からすると、神渡行列の起こりが大名行列よりも早いために、神渡行列の方を先にして、愛宕神社祭典「神渡行列並びに大名行列」というふうに改めるものです。後藤逸女頌徳碑につきましては図録の９４ページ、愛宕神社祭典「神渡行列並びに大名行列」につきましては文化財図録の１０９ページに記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。  　続いて、種別を変更するもの②番でございます。小関清水でございますけれども、天然記念物としておりますけれども、この文化財としての重要性は江戸時代初期の院内銀山の伝説を今に伝えるところとして貴重であることから、種別を「天然記念物」から「史跡」へ変更するものでございます。文化財図録ですと、１３０ページに記載してございますので、ご覧いただきたいと思います。  　なお、文化財保護審議会における審議の概要でございますが、前回の教育委員会までに１２月までの開催分についてそれぞれ変更などのご審議をいただいておるわけですけれども、文化財図録の編纂をするにあたって、最終的な校正を行なっている際に、一部の文化財について、適正でないものが発見されましたので、平成２９年３月１５日に開催された文化財保護審議会に変更案の諮問をいたしまして、同日、名称及び種別の変更は妥当であるとの答申がなされたことから、文化財図録の発刊のために専決処分を行なったものでございます。どうかご承認くださるようお願いします。  　なお、この図録に関しましては４月から一部２千円で頒布しております。委員の皆様にもどうかＰＲ、販売促進へのご協力をお願いいたします。以上でございます。 |
| 芳賀委員長 |  | それでは、ただいまの件につきまして、質問・意見がありましたらお願いします。 |
| 佐藤委員 |  | 変更案に関しては何ら異論はないんですけれども、今後もやはり研究調査をしていく中で、ちょっと適切でないと思われる場合が出てくるものなのでしょうね。 |
| 和田  生涯学習課長 |  | 今回は文化財図録の作成ということで、非常に細かいところまで整理しましたので出てきました。今後も学術的な研究の成果だとかそういうものが判明した場合にはまた、文化財保護審議会の方に諮問いたしまして、その変更のことやどういう種別のものであるかとか、随時諮問しながら適正に処理してまいりたいと思います。 |
| 佐藤委員 |  | 今回こういう風に変わられたものですから、だいたいの区切りはついたという形ですね。 |
| 和田  生涯学習課長 |  | そうですね。一応かなり細かいところまで生涯学習課社会教育文化班員全員で見たところでありますし、そういう意味では今回かなり細かいところまで修正できたと思います。しばらくはこの状態で変更はないように考　　　　えております。 |
| 佐藤委員 |  | ありがとうございました。 |
| 芳賀委員長 |  | 他にございませんか。よろしいですか。 |
|  |  | －<はい>－の声 |
| 芳賀委員長 |  | それでは議案第９号について、承認いたします。  　私のほうから付随してですが、この図録なんですけれども、これはどれくらい印刷されたのですか。 |
| 和田  生涯学習課長 |  | ２千部です。 |
| 芳賀委員長 |  | 頒布はどのような形でなされるのですか。 |
| 和田  生涯学習課長 |  | いろいろな媒体にお願いして、学校施設ですとか、それとチラシを作りまして、いろんなところに配布しております。 |
| 芳賀委員長 |  | 書店とかにも？ |
| 和田  生涯学習課長 |  | 書店には置いておりません。 |
| 芳賀委員長 |  | わかりました。 |
| 教育長 |  | 予算は？ |
| 和田  生涯学習課長 |  | 全体的な予算は９００万円で、今回写真を全部デジタルデータ化する作業もございましたので、それも含めますと全体的な予算は２ヵ年で９００万円くらいです。印刷の費用そのものは２００万円を切るくらいですけれども、その前に資料を整理したり、画像をデータ化するという作業も含めまして、９００万円です。 |
| 芳賀委員長 |  | 市町村合併してから初めて統一された、とてもすばらしい事業を行なわれたと思います。 |
| 和田  生涯学習課長 |  | 旧湯沢市では平成４年から発行してます。旧雄勝町では平成１６年から、旧稲川町と旧皆瀬村では、こういった図録という形での発行はしておりませんでしたので、その地域については初めての発行となりました。 |
| 芳賀委員長 |  | ぜひＰＲをしっかりしてください。よろしくお願いします。 |
| そ　の　他 | | |
| 芳賀委員長 |  | それでは次第の５、その他であります。報告です。 |
| 福土  教育総務課長 |  | 報告の１つ目でございます。  小中学校各種競技大会等選手派遣費補助金交付要綱の改正を行ないましたので、その変更点につきましてご説明を申し上げます。  まず１つ目でございます。補助金の申請事務の整備ということであります。これまで大会等に派遣する際に、各学校から承認願が届きます。それに対して承認を認めるということから交付申請、それから実績報告という流れでしたが、事務的な作業はいったん省いてもよろしいんではないか、要するに交付申請と承認願を兼ねるというふうにした方がよいと判断しまして、それに沿って改正後の交付申請→変更交付申請→実績報告という流れに変更したということでございます。  それから２つ目の宿泊費に関してでございます。これまで単に開会式に出席するための宿泊費は対象の除外、対象外としておりました。ところが実際、遠方に大会にいく場合、前泊は当然だろう、実態でもそうだということで今回、開会式に出席するための宿泊も認めるというふうに改めたところでございます。申し遅れましたが、これまでもこの要綱はあったんですけれども、実態と若干そぐわない部分がありましたので、今申し上げた２点につき、この後もそうですけれども、実態に即した変更をしたいということで改めたというところでご理解いただきたいと思います。  それから３つ目、中ほどの要綱の改正に伴う事務要領の変更でございます。こちらは資料の後ろのほうには今申し上げた要綱の新旧対照表を添えておりますけれども、実際細かいところは事務要領を別途用意してございます。そちらのほうも変更したということで、そちらの中身についてご説明申し上げます。  まず、前泊・後泊の基準の見直しでございます。改正前までは、開催地が県内あるいは隣接県、隣接県と申しますのは、東北でいうと、隣接外は福島だけ、青森・岩手・宮城・山形は隣接しておりますけれども、150ｋｍ以上ある場合かつ競技の開始時間が午前９時前である場合、それから競技終了時間が午後６時以降の場合、これについては前泊・後泊を認めるということでございました。また、開催地が隣接外の場合150ｋｍ以上あれば認めるということでございましたが、実際このような大会はない、全くないわけではありませんけれども、なかなかそういう大会がなくて、やはり実態とはそぐわないというところから、改正後につきましては、開催地が150ｋｍ以上離れていれば前泊・後泊を認めるというふうに条件を繰り上げたと申しますか、変更したというところでございます。  それから２つ目でございます。補助対象としていた大会の除外ということでございます。基本的にスポーツ少年団の活動につきましては補助の対象外としておりましたが、秋田県ミニバスケットボール大会、東北ミニバスケットボール交歓大会、全国ミニバスケットボール大会の３大会につきましては承認していたという経過がございます。ただいろんな声があります。例えば野球のスポ少はなぜ駄目なのかとかいうことがありまして、そういうところを検討した結果、基本的に学校の本来の授業、学校の大会、直接的に関与する大会以外は認めないということにしまして、やめようとしました。スポーツ少年団等の活動につきましては、別途スポーツ振興の観点からの補助を見直しながら改めていこうと考えておりましたが、今年度まとめまして、新たに作り直したいと思っております。実はこの補助金の要綱につきましては、市の補助金審査会で既に審議いただいているわけですけれども、いま申し上げたミニバスケットボール関係の補助金を無くしたいという意向を示したところ、急に無くすというのはどうか、今年度中にまとめるのであれば、２９年度の大会については従来どおりに補助金を支給するべきであろうという意見が出されましたので、今年度につきましてはこの３大会については認める意向でありますけれども、今年度中にまとめまして、３０年度からはスポーツ少年団関係の活動について新たな補助制度を作っていきたいと思います。  それから３つ目のスクールバス利用基準の見直しであります。従来、乗車人数がおおむね１０人以上、午前９時から午後２時の間、それと、片道８０ｋｍ程度という条件を付しておりましたが、スクールバスでありますので、登下校に支障のない時間帯ということで考えたわけですけれども、参加者が少ない、４～５人で参加するという場合も、実際の大会等ではあります。更にそれらの大会は（土）（日）開催する場合が結構あるということで、スクールバスに直接影響することも少ないということから、なるべく派遣費補助を減らしてというなかで、スクールバスの利用を促進しようという考え方から、乗車人数は５人以上、それからスクールバスの運行がない時間帯であれば時間制限を設けない、距離制限も設けない、支障がない範囲であればいいですよというふうに要件を変更したというところでございます。主な改正点としては、こういう内容でございます。先ほど申し上げましたが、次のページからは交付要綱の新旧対照表がついておりますので、後ほどご覧いただければと思います。以上です |
| 芳賀委員長 |  | ただいまの補助金交付要綱について、改正の説明がありましたが、質問、意見ありましたらお願いします。 |
|  |  |  |
| 後藤委員 |  | スクールバスの利用基準の見直しのところで、土日の大会にスクールバスの運行をさせていただいているということで、良かったなと思いますが、運転手さんは今シルバーから来ていますよね。 |
| 福土  教育総務課長 |  | いえ、シルバーではないです。 |
| 後藤委員 |  | そうすれば、土日の運転手さんは誰がやってくれていますか。 |
| 福土  教育総務課長 |  | 今現在スクールバスは姉崎商運さんに業務委託しておりますので、そちらの方で運転手さんを手配いたしまして、賃金はお支払いするという形になっております。 |
| 後藤委員 |  | そういう形ですか。わかりました。 |
| 佐藤委員 |  | 150ｋｍ以上離れた会場と書いてありますけれども、その参加する小学校・中学校の位置からという形ですよね。湯沢市でも、皆瀬からと東小からでは距離が違いますので、だいたい皆瀬から例えば能代までだと160ｋｍちょっとありますけれども、湯沢からだとたぶん150ｋｍないと思うんですよ。その参加する学校からの距離という形で考えてよろしいんですよね。 |
| 福土  教育総務課長 |  | 基本的に派遣費補助の関係はＪＲ計算、要するに一番経済的なものでということで、ＪＲであれば湯沢駅からとういう形で試算していますけれども、柔軟に対応していきたいなということです。要するに学校によっては距離が違いますし、その会場、例えば能代市であれば能代市のどこなのかということでは、かなりぎりぎりのラインが出てくる可能性があると思いますので、その場合は柔軟に、実情に応じて対応していきたいなと思っております。 |
|  |  |  |
| 芳賀委員長 |  | 他にございませんか。    　　－<発言なし>－ |
| 芳賀委員長 |  | では私の方からですけれども、この改正は、各学校にとっては、今までよりは良い状況になるのかなと思いますが、　学校側からの要望等というのはこの部分についてはあったのですか。 |
| 福土  教育総務課長 |  | この案を作成する前段で、大会等の実態をアンケート的に各学校から調査いたしました。その結果で実態等把握した上で、担当の先生方のご意見を踏まえた上で、こうしてほしいというこれまでのお話もありましたので、それらを踏まえながら検討した結果として、このような内容に変更するというものでございます。 |
| 芳賀委員長 |  | はい、わかりました。他にございませんか。  それではこの件につきましては、終わりとします。他に報告ございませんか。 |
| 近野  学校教育課長 |  | 今年度、小学校の特別の教科・道徳の教科書の採択年度になっております。この教科書の採択につきましては、委員長さんはじめ委員の皆様に採択委員ということでお願いをしております。今年度もどうかよろしくお願いいたします。  　封筒に入れて資料をお渡しさせていただいておりますけれども、その中に、全部で採択委員会を４回予定してございます。毎年そうなんですが、６月は湯沢市も羽後町も東成瀬村も議会の時期でありまして、この３つでなかなか日程調整も難しいところがありまして、もしかしたら委員さんの中でこの日はどうもな、という日があろうかとは思いますけれども、なんとかよろしくお願いしたいと思います。第１回目の案内通知も入れさせていただいております。６月６日火曜日の午後３時半からということで、ご都合をつけていただければと思っております。なお、この第１回目の時に、採択協議会規約について協議していただくことになっておりますが、27年度に中学校の教科書の採択をしていただきました。その時の規約に、ちょうどそのころでしたか、教科書の採択に関わっていろんな問題が発生いたしました。それを踏まえまして、国や県の指導が入っております。こういう人は委員にならないようにという欠格事項というような形で、２箇所ほど追加をさせていただいております。内容については、第１回目の協議会の時にご意見をいただく予定ではありますけれども、どうかよろしくお願いします。以上です。 |
| 芳賀委員長 |  | 委員の皆様には、また新たな日程が入りましたので、よろしくお願いします。他に報告ありませんか。よろしいですか。  それでは以上をもちまして第４回教育委員会を閉じます。 |

【午後２時28分 閉 会】

　本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成２９年　　月　　日 | | |  | | |
|  | 署名委員 | | |  | |
|  | | １　番 | | |  |
|  | | ２　番 | | |  |
|  | | 書　記 | | |  |